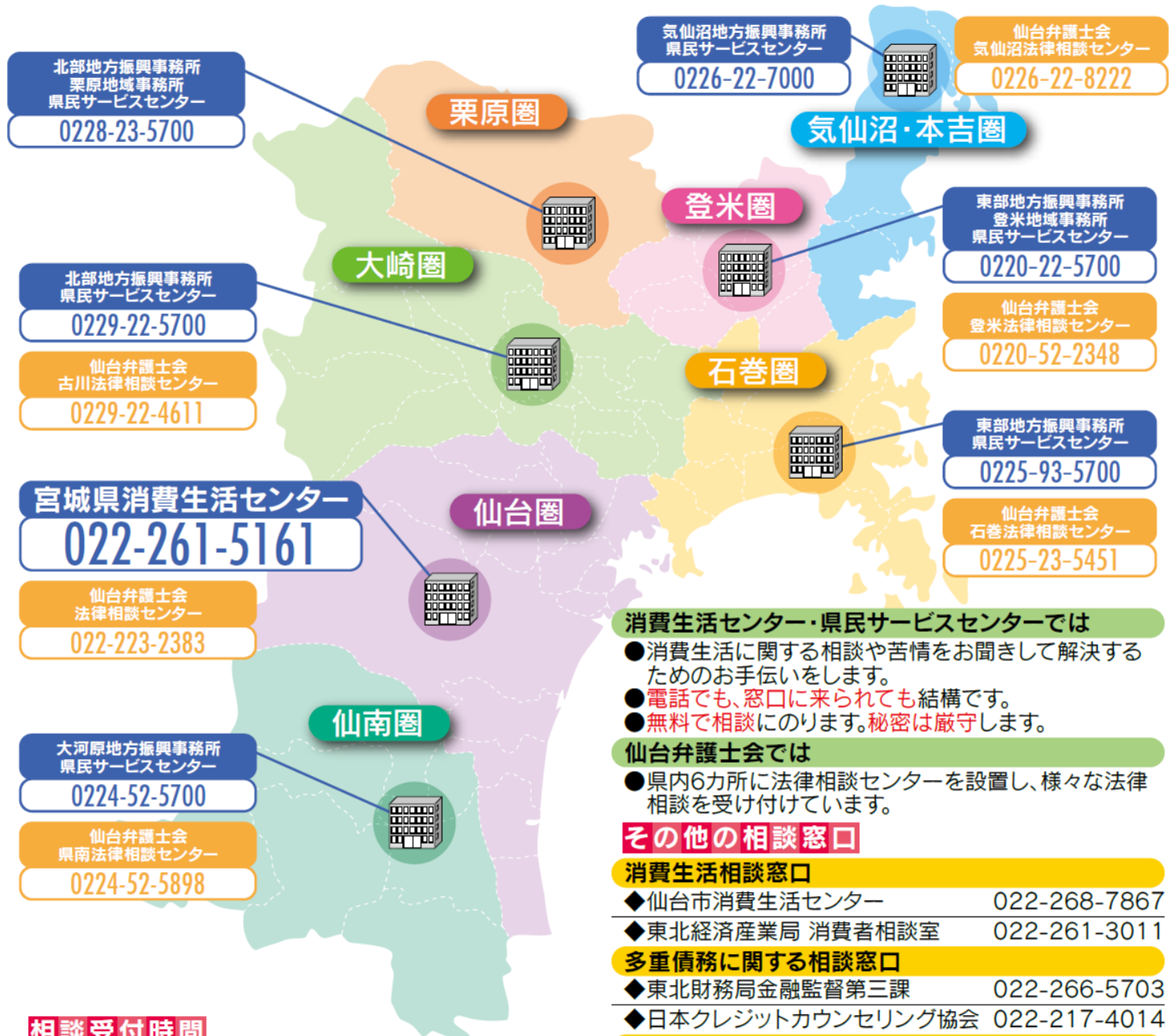


困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
  - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
  - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00  
土・日 9:00～16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆消費生活センターをかたる電話や郵便物にご用心！
- ◆ワンクリック請求・架空請求
- ◆佐々木相談員と関根教授にベスト消費者サポーター章
- ◆子どもを自転車事故から守りましょう！
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ



6 June  
月号

第51号



## 消費生活センターをかたる電話や郵便物にご用心！

### こんな相談がよせられました

消費生活センターのような公的機関の名前をかたって突然携帯に電話があった。「何かトラブルはありませんか？」と言われたが、センターを利用したこともなく、なぜこのような電話がきたのか全く心当たりがない。

自宅に公的機関のような名称で、過去の被害金を回復するようなことが書かれた封書が届いた。不審に思い記載されていた電話番号に電話すると「消費生活センターに依頼されて封書を送っている。」と言われた。センターではそのようなことをしているのか？

### 皆様へのアドバイス

消費生活センターが過去に相談をしたことがない人に対して電話をかけることはありません。また、被害回復の依頼を勝手に行うこともありません。そのような話があれば、相手を信じないで無視しましょう！

消費生活センター以外にも公的な機関や類似の名前をかたる事例もあります。

不審な電話や郵便物が届いた場合は、相手に教えられた番号ではなく、ご自身で調べた連絡先、もしくは県の消費生活センター・県民サービスセンター・お住まいの地域の消費生活相談窓口で電話して確認してください。



## ワンクリック請求・架空請求



宮城県消費生活センターにはインターネットやメールに関する相談が毎日のように寄せられています。知らないメールが届いたり、身に覚えのない料金請求画面が表示されたりしても慌てて返信したりせず、お金を支払う前に、まずはお住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう！

動画サイトを見ていたら年齢確認画面が現れたので「18歳以上」をクリックしたら、勝手に登録され料金請求画面が現れた。再起動しても請求画面が消えない。



身に覚えのないサイト利用料の請求メールが届いた！



### 皆様へのアドバイス

これらの契約は成立していないので料金を支払う必要はありません。無視しましょう！業者は、怖くなったり困ったりした人が慌てて連絡してくることを狙っています。業者と連絡を取り、個人情報教えてしまわないようにしましょう。

貼り付いて消えない請求画面の消し方は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の復元方法を参考にしてください。

## 佐々木相談員と関根教授にベスト消費者サポーター章

大崎市の主任消費生活相談員佐々木真知子さんと、東北学院大学名誉教授関根正行さんが「消費者支援功労者表彰ベスト消費者サポーター章」を受章されました！

佐々木さんは長年の相談員としての活躍や、東日本大震災以降被災地におけるボランティアとしての相談業務の支援などが、関根さんは宮城県消費生活審議会会長として宮城県の消費者行政に長年にわたり貢献されたことなどが評価され、それぞれ県内で伝達が行われました。



※「ベスト消費者サポーター章」とは、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績があった個人や団体に消費者庁長官から贈られるものです。



## 子どもを自転車事故から守りましょう！

消費者庁によると、平成26年2月現在で12歳以下の子どもによる自転車事故の情報が、医療機関ネットワーク事業の参画病院と事故情報データベースを合わせて394件寄せられているそうです。

自転車事故の危険性を十分に認識し、お子さんがいる御家庭では次の点をお子さんと一緒に確認してみてください。

### チェックポイント

#### ☑自転車のブレーキレバーの幅は、お子さんの手に合っていますか？

ブレーキの調整は事故防止のために極めて重要です。購入時はもちろん、使用過程でも定期的に自転車販売店等で調整してもらいましょう！



#### ☑自転車に乗る際は、ヘルメットをかぶっていますか？

万が一事故に遭っても、ヘルメットの着用により頭部への衝撃を軽減することができます。必ずかぶりましょう！

## 宮城県消費生活センターからのお知らせ

### 消費生活専門相談員資格

「消費生活専門相談員」とは、消費生活センター等で相談等に応じるために必要な一定水準の知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定する資格です。

年齢、学歴、性別を問いませんのでご興味があればぜひ挑戦してみてください。

一次試験：平成26年9月27日（土）  
受験申込み：平成26年8月4日（月）まで

※受験要項は県消費生活センター（数に限りがあります。）または、国民生活センターのホームページからダウンロードできます。

<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

### 消費者ホットライン

お住まいの地域に設置されている消費生活相談窓口にご案内する全国共通の電話番号です。年末年始を除いて原則毎日ご利用いただけますので、どうぞ御利用ください。

ゼロコーナセロ 守ろうよ みんなを！  
☎0570-064-370

